

兵庫県開催アドバンストWSを修了された方へ 修了証についてのお知らせ

平成28（2016）年4月以降開催のアドバンストWS修了者は、その修了証*の正本を以て更新講習（講座④）の受講証に代えることができます。ただし、旧様式をお持ちの方は、新様式（更新申請用修了証）発行のうえ更新申請をお願いいたします。

※認定審査があります。更新が認められなかった場合でも申請料の返金等はありません。事前に必ず更新要件の詳細、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご確認ください。（日薬研修センターHP：<http://www.jpec.or.jp/>）

【旧様式】

新様式（更新申請用修了証）発行後*、 更新申請に使用できます。

※兵庫県下開催のアドバンストWS 更新申請用修了証を、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構の修了者リストに基づき別途発行が必要となります。

（旧様式）・発行日は平成28年4月～平成29年6月

【新様式（更新申請用修了証）】

この修了証は更新申請に使用できます。

修了証の正本を以って、更新講習（講座④）の受講証に代えることができます。

（新様式）・発行日は平成29年7月以降
・背景に透かしが入っている

修 了 証

●● ●● 様

あなたは一般社団法人薬学教育協議会WS実施委員会が定める学習成果基盤型教育（OBE）のアドバンストワークショップを修了したことを証します。

名 称：平成●年度兵庫県薬剤師会・兵庫県病院薬剤師会主催
認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ
開催日：平成●年●月●日（●）
場 所：●●●

平成●年●月●日

一般社団法人 薬学教育協議会病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
一般社団法人兵庫県薬剤師会
会長 笠井 秀一
一般社団法人兵庫県病院薬剤師会
会長 橋田 亨

※ご確認ください※

◆ 修了証の有効期限

修了証発行日（受講日）が

- ・平成28年4月～平成30年12月31日までの方
→ 旧様式・新様式ともに令和3年12月31日まで
- ・平成31年1月27日の方
→ 令和4年1月26日まで

◆ 修了証を以って更新ではありません。

必ず日本薬剤師研修センターへ更新申請をおこなってください。

なお、更新に必要な書類、要件等は事前に認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領をご確認ください。

修 了 証

●● ●● 殿

あなたは、一般社団法人薬学教育協議会薬学教育者ワークショップ実施委員会が定める学習成果基盤型教育（OBE）のアドバンストワークショップを修了したことを証します。

名 称：平成29年度兵庫県薬剤師会・兵庫県病院薬剤師会主催
認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ
開催日：平成29年●月●日（●）
場 所：●●●

平成29年●月●日

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
一般社団法人 兵庫県薬剤師会
会 長 笠 井 秀 一
一般社団法人 兵庫県病院薬剤師会
会 長 橋 田 亨